

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書保存方式）が開始されます。

同制度開始に伴う当金庫の対応につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号 : T3430005003118

氏名又は名称 : 北海道信用金庫

登録年月日 : 令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地 : 北海道札幌市中央区南2条西3丁目15番地の1

※ 国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトからもご確認いただけます。

2. 対象となるお取引について

当金庫の各種商品・サービスのうち、消費税の課税対象となる手数料等をお支払いいただくお取引が対象となります。

3. 当金庫のインボイス発行について

上記2. 対象となるお取引について、法人及び個人事業主のお客さまを対象として同制度の要件を満たした領収書又は請求書等各種書面を発行いたします。

なお、法人及び個人事業主以外のお客さま（例：マンション管理組合、町内会等の任意団体）でインボイス発行をご希望されるお客さまは、当金庫本支店窓口にお申し出ください。

※ 当金庫が発行する主なインボイスは次頁をご参照ください。

4. インボイス制度の詳細については以下をご参照ください。

[インボイス制度特設サイト（国税庁）](#)

以上

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当金庫本支店までお願いいたします。

■当金庫が発行する主なインボイスは以下のとおりです。

主なお取引等	発行するインボイス等
<p>1. 店頭でお支払いいただいている各種手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残高証明書発行手数料 ・両替手数料 ・融資関係手数料 <p>※都度、店頭でお支払いいただく手数料も含まれます。</p>	<p>●「<u>領収書</u>」をインボイスとして交付いたします。</p>
<p>2. 店頭でお支払いいただいている振込手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込依頼書 ・総合振込依頼書 ・登録振込依頼書 <p>※上記、振込依頼書によりお支払いいただく手数料</p>	<p>●「<u>振込金兼手数料受取書</u>」に加え、振込手数料の「<u>インボイス通知書</u>」を交付いたします。</p> <p>※振込依頼書等の様式に変更はございません。</p>
<p>3. 自動振替等でお支払いいただいている各種手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替手数料 ・定額自動送金振込手数料 ・貸金庫利用手数料 ・夜間金庫利用手数料 ・残高証明書発行手数料(継続発行) ・インターネットバンキング基本手数料、振込手数料 ・アンサーサービス基本手数料、振込手数料 ・ファームバンキングサービス基本手数料、振込手数料 ・でんさいサービス関連手数料 ・融資取引に付随する各種手数料 <p>※後日まとめてお支払いいただく手数料も含まれます。</p>	<p>●「<u>インボイス通知書</u>」(DM)を毎月送付いたします。</p> <p>※左記お取引が発生した場合に手数料種類ごとに集計した通知書を発行いたします。</p>
<p>4. 振込等により当金庫にお支払いいただく手数料</p>	<p>●「<u>請求書</u>」をインボイスとして送付いたします。</p>
<p>5. ATM及び両替機での各種手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ATMご利用手数料 ・ATMでの振込手数料 ・両替手数料 	<p>●「<u>ご利用明細</u>」等の様式に変更はございません。</p> <p>※3万円未満のATMや両替機の手数料は、「自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機特例)」に該当し、インボイスの交付義務が免除されております。</p>

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。